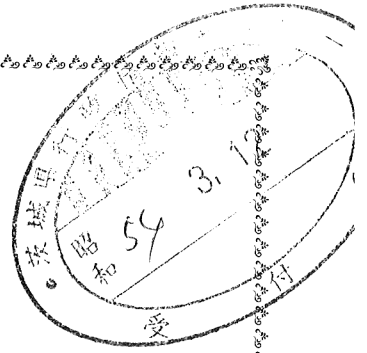




ふき
蔦のとう



春は何かというと、梅や桜の花に代表されているように思う。でも上ばかり見ていないで、時には自分の足もとをじっと観察し、自然と対話をしようではないか。

川は公害に汚れ、昔の清流は消えようと、堤には確実につくしが春を告げる。木々の枝では小鳥たちが春を謳歌している。

最近ではめったに「旬」のものにはお目にかかれないが、そういう時だからだろうか、いつだったか妻が野辺で摘んできた野草は、舌から春を全身に満たしてくれた。何とも春は、口の中に子供の頃の郷愁と共に広がっていったものだ。

その中でも、蔦のとうのほろ苦さは今も心に残る言いつくせない青春の味のような気がする。あの黄緑の芽が黒い大地から頭を出す頃、年ごとに老いを感じる肉体に、あやしげな春の息吹を感じるのは私だけだろうか。

今月の主な行事

- ～10日 県議会
- 1日 物価調査員研修会（総理府）
- 8日～9日 統計実務講習会（東京・勤労福祉会館）
- 13日～14日 産業連関表作成研究会（行政管理庁）
- 15日～16日 県民所得推計講習会（経済企画庁）
- 21日 春分の日
- 27日 市町村統計主管課長会議・統計実務講習会（水戸）
- 30日 統計協会総会
- 31日 消費動向調査基準日

統計制度の問題点と今後の方向 (続)

— 統計法を中心に —

3 統計における秘密の保護

統計調査のため、個人の収入・支出あるいは法人にとっては、その事業量、従業員数、設備投資、生産量等が明らかになることは、それ自体では問題ないと思われる。しかし、これが他に洩れる様なことになると、個人のプライバシーや法人の秘密内容が明らかになり、憲法その他法律上の問題はもとより他に益することとなり、又、被調査者が損害を被ることとなるので、現行の法第14条に規定されたのみでは不十分と思われる。

現行制度の概要

現行の統計法上における秘密の保護については、法第14条、第15条にあるとおり指定統計に限定したもので、その他の統計については何ら規定されていない。

統計調査には、いうまで届出統計、承認統計等の国調査ばかりでなく、その県独自の統計調査もある。これら統計調査の秘密保護についても、指定統計と同様に秘密保護の規定におかれるべきものと考えられる。勿論、これら調査が指定統計と異なることは、その区分をなしていることから明らかであるが、これら調査の中には、労働力調査特別調査、貯蓄動向調査、法人企業投資動向統計調査、消費動向調査（以上は国委託調査）、農業基本調査、農家意識調査（以上は県単独調査）等のように重要な統計も少なくないのである。

指定統計調査によって知られた人や法人またはその他の団体の秘密に属する事項については、その秘密は保護されなければならない(法第14条)。個人の秘密が保護されるべきことは、基本的人権を尊重しなければならないという憲法の諸規定からも明らかであり、更にこれを別な観点から見れば、公務員は、一般に秘密を守る義務を負っている(国家公務員法第100条、地方公務員法第34条)。とくに統計調査については、その真実性を確保するために、被調査者が安心して真実を申告できる方法を講ずる必要があるので、この宣言の規定がおかれたものと思われる。従って、例えば、被調査者の数がきわめて少数のために申告者の秘密が推知できるような場合にも、その公表は差し控えなければならないのである。

秘密とは何か

何が秘密に属する事項であろうか。調査事項について言えば、住所や電話番号は秘密ではないであろうし、生産高や売上高は秘密であろう。しかし、その限界は明らかでない。また、秘密事項は調査票の記載事項には限らないから余計に厄介である。いま何を秘密と考えたらよいか一般論としての考え方を取り上げてみると、その1は、本人が秘密を主張するものを秘密とする考え方であり、主観説と言われるものである。これは、秘密を守る上で適切なものと思うが、何が秘密であるかについては個人別に調べないといけない不便がある。その2は、客観説と呼ばれるもので、第三者が客観的にみて秘密と思うものを秘密とする考えである。これは、主観説の欠点を補っているが、個人の秘密保護という観点からみれば十分ではない。例えば、誰かがガンであるというような事実は、本説をとった場合に秘密とされるであろうか。その3は、前二者の考え方を組合せた説でいろいろある。客観説を主とし、これに主観的要素をも加味するものや、両説のいずれかで秘密とされたものを秘密とするもの、あるいは、主観説を主としこれに客観的要素を入れたものなどの考え方である。しかしながら第3説の意見をとった場合でも、企業の従業員数は秘密かと問われてすぐ答えられるであろうか。

かつて従業員数などが秘密事項かどうか問題にされて、各産業の意見を調査したことがある。その結果、石炭、軽金属、電気通信機械、板ガラスの4産業部門では、従業員数を秘密扱いするよう希望が強かったので、行政管理庁から各省および各都道府県あてに、従業員数は秘密に属する事項と解する旨通達されている(昭和27年10月20日付行管第65号)。その後、昭和35年5月に、上記従業員数には、国営(日本専売公社、日本国有鉄道および日本電信電話公社を含む。)および公営の事業所の従業員数は含まれないものとされた。しかし、従業員数が各種の行政に広く利用されている状況を見ると、まだ議論の余地があるかもしれない。

次は、古くなった情報とか法令上または事実上の独占事業に関する情報とかが秘密に属するものであるかどうかという点について考える必要がある。

..... 統計課 課長補佐 小林 真

古くなった情報については、普通に考えれば秘密でなくなることが多いか、少くとも秘密性は薄れてくるのではないかと思われる。例えば、申告があつてから50年も100年もたつてしまえば、申告した当時秘密であつた事項でも秘密でなくなってしまうのではないだろうか。

何が秘密に属する事項であるかは、一応前述の如き社会的通念に従つて判断されるべきものであろう。

秘密保護の方法

統計調査の秘密保護の方法については、統計法上何ら規定されていない。これについては、その方法のあり方について検討することとしてまず指定統計の規定についてみたい。

何人も、指定統計を作成するために集められた調査票を統計上の目的以外に使用してはならない。もし調査票が統計目的以外、例えば徴税、摘発等の目的に用いられるときは、申告者は自分の不利益にならぬよう、あるいは利益になるよう過少にあるいは過大に、さらには全くの虚偽の申告をなすに至るであろうからである。ただし、行政管理庁長官の承認をえて、使用目的を公示したものについては、この限りではないとされている（法第15条）。この告示は行政管理庁告示によって行い、指定統計の名称、調査票の使用目的および使用者の範囲を明示しなければならないとされている（法施行令第6条）。もちろん、この承認にあつても、秘密の保護に関する法第14条の規定をおかすことは許されない。目的外使用の例としては、事業所統計調査の調査票を事業所名簿作成のための資料として使用することが承認されているような場合がある。この様な場合、通例「指定統計を作成するために集められた調査票の使用に関する件」といった名称で告示されている。

統計調査の秘密を守るといふときの秘密にも、二つの場合が考えられる。それは

- (1)調査票に記載された秘密に関する事項
- (2)調査員等が知りえた秘密に関する事項

の二つである。(1)については、調査票そのものが問題となり、これに記載された秘密が他に洩れる場合であるが、これについても、調査票そのものが被調査者の手もとにある場合と、調査実施者(統計調査員を含む。)のもとに届けら

れている場合とでは大きな違いがある。

前者については、秘密が洩れる場合として、調査票やその写しなどが他人の手に入る場合と、指定統計調査に申告した同じ事項が権限ある公務員から質問された場合と二つ考えられるが、いずれの場合も原則として保護する必要があるものと考えられる。というのは個人の手許にある秘密事項は、その本人が管理するのが適当と考えられるからである。ただし、権限ある公務員、特に税務職員が各種の税法に基づいて指定統計の内容について質問し、その結果、申告内容が洩れて被調査者が影響をうけることは好ましくないので、税務当局も統計法第14条及び第15条の規定による統計の秘密保護について留意するよう通達している。

後者の場合すなわち調査票が調査実施者の手許に入った場合については、前者の場合とは逆に保護されなければならない。この場合の問題は個票の場合と集計結果を公表する場合とがある。

個票が調査実施者の管理に移つた場合は、法第15条2項の承認があつた場合を除き、その秘密が他に洩れる余地はないはずである。しかし、他の法律の規定によって他の目的に利用されたりする可能性がある。例えば、令状に基づく押収、国会に対する情報の提供、人事院の行なう調査または審理（この場合は保護の余地がない。）、捜査についての照会、地方交付税の算定の資料として用いる場合等がある。いずれの場合についても十分秘密の保護について留意されねばならないことは言うまでもない。

また、調査結果を公表する場合に、個々の申告内容が結果表から判断できるようでは困る。結果表を例えば地域別や産業別に詳細にしたとき1ないし2単位に関する情報を処理する場合であるが原則として秘匿すべきものである。当然、工業調査などで行っているように、1ないし2単位の数値がでた場合には、それを最寄の数値と合算してイタリックで表示する等の工夫を考えなければならない。

(2)については、現行制度の概要のところでも触れたように調査に従事した「公務員」その他職務上統計の秘密を知りえた「公務員」は、その秘密を洩らしてはならないし、退職後も同様である。

秘密保護の強化対策

秘密保護の規定は、法上指定統計についてのみ定められているが、その他の統計調査についても規定されるべきものと考えられる。指定統計以外の統計調査については、新たに、法第14条の中かあるいは別箇の規定として定める必要があると思われる。

勿論このことは、指定統計以外にも重要な統計調査があることからも必要である。その他の調査についても被調査者の秘密保護のため法第14条、15条の規定に準じた規定を置くべきものと考えられる。つまり、法第15条第1項については、「指定統計」のみとなっている点を、その他の統計調査にも及ぼすよう改めれば問題ないと思われる。

ところで、法第15条では、集められた調査票は統計上の目的以外には使用してはならないことになっている。例外として、行政管理庁長官の承認を得て使用の目的を公示したものである。

ここでいう「統計上」の解釈については、法第15条が法第14条に違反しない限り適用される点から、統計に使う場合は行政管理庁長官の承認を必ずなくてもよいとする考えは疑問と思われる。やはり、法第15条1項の規定は、秘密保護の措置を強化したものと解するのが適当と思われる。

なお、法第19条の2には秘密保護についての罰則規定がおかれている。

4 統計調査員制度について

個々の統計調査における統計調査員の選任基準・資格については、各統計調査ごとに通達などによって規定されている。しかし、全ての統計調査に共通する選任基準は特に定められていないが、一般的には次のとおりであろう。

- (1)原則として民間人であること。
- (2)警察官及び選挙又は税務事務に直接関係のない人。
- (3)調査対象に利害関係のない人。
- (4)統計調査の業務に関心のある人。
- (5)高校卒業程度の能力がある人。
- (6)調査票に記入する能力があり、忠実かつ責任感のある人。
- (7)プライバシーの尊重について関心の高い人。

現在の統計調査員制度

身分

調査の最先端に立って被調査者に直接接する統計調査員の組織は、統計調査網の最も基礎的な機構として極めて重要である。

統計調査員は、個々の調査毎に臨時に非常勤の職員として任命され、国勢調査、農林業センサス、商業統計調査などでは一時的に調査に従事し、家計調査、毎月勤労統計調査などの経常的調査では毎月あるいは定期的にその事務に従事する。

統計調査員の身分は、その任命権者によって異なる。国勢調査など、大臣又は国の機関の長が任命する統計調査員は、一般職の国家公務員となる。事業所統計、住宅統計、農林業センサス、労働力調査など都道府県知事が任命する統計調査員は、臨時又は非常勤であるかぎり特別職の地方公務員となる。

服 務

統計調査員は、地方公務員法第3条にいう特別職に該当するため、同法第4条に基づき、地方公務員法は一般的には適用されない。したがって、統計調査員の政治活動と営利企業への関与についての地方公務員法上の制限はない。

国勢調査の調査員の場合も、一般職の国家公務員であるが、その職務と責任の特殊性に基づき、政治活動、兼業等に関する特例が人事院規則等により認められている。

しかし、統計調査員が公職の候補者となることができることと、公職の候補者あるいは立候補を予定している者を統計調査員に選任することが適当であるかどうかは別の問題であることに注意する必要がある。

調査員手当

統計調査員の職は、その業務の内容からみて当然労働の対価を支払わねばならない職であり、地方自治法第203条にいう報酬が支給される。この報酬は「調査員手当」と称され、通常日額によって定められ、国家公務員たる統計調査員は一般職の職員の給与に関する法律第22条に基づき、地方公務員たる統計調査員は、地方公務員法第24条による県の非常勤職員の給与に関する条例に基づき支給される。

手当額は、国家公務員の大学卒の初任給に相当する額

(日額)となるよう毎年改訂され、財源は国から個別の調査ごとに統計調査委託費として県を通じて市町村に交付されている。勿論単県調査についてもこれに準じて行われている。

(参考) 統計調査員手当の推移

年度	行(一)7-2 相当額(A)	予算単価(B)	比率($\frac{B}{A}$)
45	1,260円	870円	69.0%
46	1,444	1,130	78.3
47	1,656	1,340	80.9
48	1,888	1,650	87.4
49	2,224	2,060	92.6
50	2,912	2,700	92.7
51	3,220	2,950	91.6
52	3,440	3,250	94.5
53	3,650	3,570	97.8
54	・・・	(3,780予定)	・・・

災害補償

統計調査員が、調査の事務に従事中に災害を受けた場合には、地方公務員災害補償法第69条に基づく県条例(議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償に関する条例)が適用され、県が補償することになっている。補償の内容は、地方公務員災害補償保険法と均衡を失なわないよう定められている。

なお、統計調査員が従事している国の委託に係る統計調査の事務の場合は、本来の所管は国であることから、県が負担した統計調査の災害補償経費については、国がこれの全部又は一部について補填している。国勢調査の調査員については、国家公務員災害補償法が適用され、補償の基礎となる平均給与の算定については、人事院の承認をえて特例が認められている。

兼務

当該市町村の職員が報酬(調査員手当)を得て統計調査員の業務に従事するには、地方公務員法第38条第1項の規定により、勤務時間の内外を問わず任命権者である市町村長の許可を受ける必要がある。

さらに、市町村の職員としての勤務時間内に統計調査員

の業務に従事する場合は、職務に専念する義務(同法第35条)の免除(休暇など)を受ける必要があり、免除を受けないで統計調査員の業務に従事した場合は職員としての報酬は減額される。

統計調査員制度の改善と将来の対策

現在、統計調査環境の悪化が云々される一方では、統計調査員の確保の困難性がクローズアップしてきている。このように両面からの統計調査に対する狭撃の状況の悪化は、当然のことながら統計調査の過程や結果の面にも影響して、統計情報の正確性・迅速性に障害を及ぼしている。

この社会の構造の変ぼうや発展による統計調査の内容の複雑・高度化に対応する調査員の不足と新規希望者も少ないという現象から、これに伴って調査員の高齢化、固定化がすすみ容易ならざる状態を生じつつある。

調査員登録制度の推進を

このような問題の解決策として考え出されたのが、調査員適任者の登録制である。これは、あらかじめ統計調査員になることを希望し、または各地区において推せんされた者を各市町村において「登録カード」に登載し、その1部を各市町村に、1部を県へ提出することとなっている。

このことは、国では早くに「統計調査員確保対策事業要綱」を作成したが、対象が人口10万人以上の市となっているので本県においては、わずか水戸、日立、土浦の3市が該当するのみであった。そこで昭和53年度県単事業としてこの事業を全県下に及ぼすよう予算措置をなし県独自の要項を作成し、これの事業を現在進めている。この確保対策については、その成果が問題とされるものであって、いかに優れた要項等が作成されても実質が伴わないものであっては何らの効果も期待できない。

統計調査員に関しては、法第12条が規定するのみであるが、この規定も「指定統計調査」と限定して、他の調査には言及していないことは、前述の秘密保護の規定と同様であるが、これについても単に指定統計にのみ必要であるばかりでなく県単調査にも必要不可欠なものであるので、県規則等の地方公共団体規則に規定させるのではなく統計調査の性格上、法によって規定され、義務づけられ保護されるべきものと思われる。このことによって、統計調査員

は、安心して統計調査に当ることができるのではないだろうか。

調査員手当の改善を

統計調査員には、報酬（調査員手当）・旅費相当額が支給されているが、これについても、報酬がその労働の対価とすれば、現在の調査員手当については、国家公務員の初任給を基礎にした日額、3,570円（53年度）であることから多言を要しないことと思う。このことも、統計調査員の高齢化が解消しえない一因となっているのではないかとと思う。

全県下に調査員協議会の結成を

更に前述の登録制度の完備と共に強力で押し進めるべきものは、これら登録調査員をもって構成する「調査員協議会」制度であろう。これは、市町村を単位とし、すでに本県では68市町村において協議会が結成され、未結成市町村は24となっている。これら未結成市町村については更に強力にその結成を図り、「協議会県連合会」を組織することとすれば、調査員の連帯意識の向上や質の向上など、今まで述べてきた問題点のいくつかは解消するのではないかとと思われる。しかも、この様な組織については、任意に任せのみではなく、国や県の積極的な援護が必要であろう。

統計調査員制度の発展的解消

このような題目を出すことは、時期尚早と言われるかも知れないが、そんなに遠くない将来を展望しても考えられることではないだろうか。

現在、既に述べたように統計調査員については、種々の問題が生じているのであるからこれを制度として再検討し、その充実強化を図る必要はあるが、また、何らかこれに代わるべきものがあればその方法に移行してゆくべき時期の展望をしておく必要もあろう。

統計調査員制度そのものの歴史は古く、かつ尊重されるべきものであるが、時代の変転に応じた姿は当然必要となってくる。しかし、今後も特定の部門の統計調査については、調査員制度を残して行わねばならないと思われる。

メール調査方式の導入検討を

わが国の様に十分義務教育が行われ、民度の高い国において、何故現在までメールによる統計調査の普及が行われ

なかったのか不思議に思われる。多くの先進諸国においては、多数の調査がメール方式により実施されている。前述したような現状を考えれば、わが国においても、本格的にメール調査方式導入の検討の時期にきているものと思われる。当初は統計調査員とメール調査方式を併用するという方法でも、人件費の年次高騰を防ぐことができるであろう。

しかし、この調査方式の問題点は回収率であって、統計調査の使命である真实性の確保と精度の向上といった面で、その高低が大きく影響してくる。回収率が低い場合は、全数調査については利用しえないこととなる。しかし、抽出調査においては、抽出数の増と部分的回収であるので、回収促進を強く図ることによって利用可能と考えられる。

ま と め

これまで、各項目について、それぞれ現況と改善策及び将来の展望を述べてきたのであるが、すべては統計調査の初歩的なことであり、法制定の原点に戻って考えれば、おおよそ前記の三点にしばられると思われる。

勿論更に詳細にみれば問題とすべき点は多いかもしれないが、現行法が、昭和22年に公布施行されて以来、この30年間の社会の進歩発展に対して根本的に余り改正されていないことを考えると、この機会に法制定の原点から現在を問い直すことも必要なことと思われる。

最後に、論述に当っては、第一に現行法について述べ、第二にその改善方法を、第三には更に問題の解決策なり、将来の展望を述べてきたが、その論点の捉え方なり、論述に長短のみられることは筆者の不勉強のためである。当初に述べたように問題点に対する突込みの不十分な点については、読者諸氏のご叱正を御願ひして結びとしたい。

————— × ————— × ————— × —————
〔訂 正〕前月号に掲載した部分の中で、3 Pの下から13行目、法第15条は法第16条の誤りでした。お詫びして訂正します。

■ ワンポイント統計

茨城は女性に危険？

— 放火と強姦は近県1位 —

統計課 行政資料室

伊藤 宰

新年を迎えてから、急ピッチで交通事故が増えています。昭和53年一年間の交通事故は10,239件、うち死者は331人、負傷者は13,514人でしたが、今年に入ってからは、2月20日現在で、交通事故は1,202件、死者37人、負傷者1,627人という結果になっています。

表一 交通事故発生状況 — 10万人当たり — (昭和52年)

都 県	発生件数	# 死者数
全 国	403.5	7.8
福 島	387.0	9.5
茨 城	428.4	14.0
栃 木	525.1	10.9
群 馬	398.3	10.1
埼 玉	383.7	7.2
千 葉	272.3	8.5
東 京	287.5	2.9
神 奈 川	321.1	5.3
新 潟	354.8	10.3
山 梨	509.4	12.7
長 野	394.3	10.3
静 岡	600.8	10.8
順 位	4	1

資料 県警交通企画課「昭和52年交通白書」
総理府統計局「人口推計月報」
注) 人口は昭和52年10月1日現在

本県は交通事故が多いので全国的に有名です。とはいっても発生件数でみる限りは(表一)、関東甲信越静地区付近の中でも4位と高位ではありますが、まだトップではありません。しかし、死者数でみるとだんぜん他を引き離して1位なのです。同乗者の有無によっても差はありますが、それだけ大きな事故が多発しているともいえるでしょう。

さて、同じ警察統計の分野の中に、犯罪統計があります。犯罪には、大きくわけて2種類あります。

- 1) 刑法犯……刑法、爆発物取締罰則、決闘罪ニ関スル件、暴力行為等処罰ニ関スル法律、盗犯等ノ防止及処罰ニ関スル法律、に規定するもの。

表二 近県の犯罪率 — 10万人当たり — (昭和52年)

都 県	刑 法 犯 (認知件数)	凶悪犯					粗暴犯	#					窃 盗	知能犯	風俗犯
		凶悪犯	殺 人	強 盗	放 火	強 姦		暴 行	傷 害	脅 迫	恐 喝				
全 国	1,111.2	8.1	1.8	1.8	1.9	2.6	57.6	17.5	28.5	1.9	9.6	940.3	69.2	8.0	
福 島	1,015.8	7.3	1.2	1.1	1.4	3.6	47.8	16.6	23.7	2.1	5.4	873.0	48.7	8.4	
茨 城	855.1	10.6	1.7	1.0	3.5	4.5	60.7	13.6	32.5	2.1	12.4	705.7	39.1	5.4	
栃 木	791.5	7.0	1.2	0.9	2.5	2.5	43.5	9.8	24.2	2.0	7.5	659.4	45.6	5.9	
群 馬	935.3	7.6	1.8	1.1	2.4	2.4	32.6	4.3	20.4	1.8	6.0	814.1	44.6	5.6	
埼 玉	953.3	7.3	1.3	1.2	1.8	2.9	27.9	6.0	15.2	1.1	5.4	863.5	30.9	5.5	
千 葉	942.1	9.3	1.4	2.4	2.3	3.2	29.8	4.1	17.7	1.1	6.8	843.1	37.9	5.1	
東 京	1,869.4	10.5	2.0	3.1	2.5	2.9	112.4	46.6	44.9	3.6	16.8	1,555.1	116.4	14.7	
神 奈 川	1,029.2	10.9	2.2	2.6	3.0	3.1	61.2	13.5	34.8	1.8	16.7	874.9	46.5	10.2	
新 潟	757.9	6.3	1.2	0.8	1.7	2.7	36.1	11.9	17.5	1.4	5.1	631.7	60.8	7.5	
山 梨	767.2	6.7	1.1	1.9	1.6	2.0	58.0	15.3	29.5	1.8	11.4	613.5	49.0	11.4	
長 野	707.0	6.4	0.9	0.8	1.9	2.8	38.6	14.4	19.5	1.4	3.3	575.5	54.7	9.5	
静 岡	866.8	5.8	1.1	1.8	0.9	2.0	27.2	4.0	17.4	1.0	4.7	754.4	45.4	8.7	
順 位	8	2	4	9	1	1	3	5	3	2	3	8	10	11	

資料 警察庁「昭和52年の犯罪」 注) 犯罪率=認知件数÷人口(昭和52年10月1日現在)×10万
総理府統計局「人口推計月報」 認知件数とは警察において認知した件数

- 2) 特別法犯……条例に規定するものを含む刑法犯を除くすべての犯罪(例:公職選挙法, 軽犯罪法, 売春防止法, 覚せい剤取締法, 医師法, 薬事法, 農地法, 道路交通法など)。

このうち、刑法犯の10万人当りの犯罪率を比較したものが、表一、二です。これで見ると限りでは、茨城の犯罪率は8位ですが、項目によってはかなり上位を占めているものがあります。

凶悪犯では2位となっています。その中でも殺人は4位、強盗は9位ですが、放火と強姦は1位となっております。特に強姦は他を大きく引き離しています。女性にとっては、茨城は危険なところといえるでしょう。

粗暴犯も3位と上位を占めています。暴行は5位とまあ中位程度ですが、傷害、脅迫、恐喝の3つが粗暴犯の犯罪率を押し上げています。脅迫は福島県と同率2位です。

窃盗は8位、知能犯は10位、そして風俗犯は11位とかなり下位になっています。

茨城の犯罪率を外国と比較(表三)してみましょう。アメリカ合衆国のデータがないのが残念ですが、これで見ると限りでは、茨城は韓国、クウェート並みの犯罪地帯といえそうです。諸外国からみれば、かなり低率ではありますが、犯罪は少なれば少ないほど良いものです。その意味では、まだまだ努力する必要があります。

表三 外国の犯罪率 — 10万人当たり —

国(県)名	犯罪率(刑法犯+特別法犯)
全 国	1,235.5
茨 城	977.5
東 京	2,016.2
西 ドイツ	4,419.2
フ ラ ン ス	3,462.2
イ タ リ ア	2,742.2
韓 国	983.4
ホ ン コ ン ク ウ ェ ー ト	1,746.3
オ ー ス ト リ ア	978.5
デンマーク	4,096.5
スウェーデン	6,467.7
マ ラ ウ イ	8,258.6
ウ ゴ ン ダ	1,116.4
タンザニア	790.4
	989.4

資料 警察庁「昭和52年の犯罪白書」
注) 全国、茨城、東京は昭和52年、他は昭和49年